生徒及び教職員が学校内の施設・備品を破損したときは、次のように対応処理する。

1 対応基準

次のように原則としての基準を設定するが、状況により、学校長の判断で決定する。

- (I) 学校管理下で正常な教育活動中での破損・・・・・全額学校負担とする。 休み時間、部活動等のふざけでの破損・・・・・・・・・聞き取りの上、状況によっては一部個人負担 となることもある。
- (2) 故意による破損・・・・・・・・・・・・・・・・・全額個人負担 ※(1)のふざけでも、故意に近い場合は、(2)を適応する。
- (3) その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・その都度、協議して負担の有無を決定

<対応のフロー>

- I 事故発生
 - ↓ (生徒による申し出、教職員による発見)
- 2 教職員による関係生徒から事故の聞き取り
 - ↓ (故意か、不注意(自然)か状況の聞き取り)
- 3 必要に応じて生徒への指導
 - ↓ (ここでは、生徒には弁償の有無は言わない)
- 4 管理職、生徒指導部長、事務職員で修理に関しての協議
 - → (生徒指導面、財務的な観点)
- 5 保護者へ連絡
 - (弁償することになったら、保護者に伝える。)(必要に応じて保護者に破損した物品を確認してもらう。)(生徒には、保護者と確認 金銭的なことを伝えて負担をかけさせない。)
- 6 修理·弁済 実行